



香港民事訴訟入門Q&A

二当事者の間で権利義務に関して争いが生じた場合、当事者は民事訴訟を提起することができる。訴訟においては、最終的に、裁判所が、当事者の権利に対する侵害の有無及び程度、並びに当該当事者が享受すべき適切な救済又は補償を判断することになる。

もっとも、民事訴訟を提起することは、思ったほど簡単ではないし、民事訴訟を提起してから判決を得るまでの道のりも、長く複雑になりうる。本Q&Aでは、弊所パートナーのEvelyn ChanとトレーニーソリシターのAdriel Wongが、香港の民事訴訟手続の全体像を説明し、将来香港で民事訴訟の当事者になる可能性のある方々が、手続を開始する前により多くの知識を得ておく一助としたい。

Q1. 民事紛争を管轄する香港の裁判所として、どのようなものがあるか。

A1. 請求の性質と請求の価額によるが、香港の民事裁判所として、以下のものがある。

1. 区域法院(The District Court)
2. 高等法院(The High Court)。原審法廷(Court of First Instance)と控訴法廷(Court of Appeal)とに分かれる。
3. 終審法院(The Court of Final Appeal)

区域法院(The District Court)

区域法院は、民事事件(及び刑事事件)に対し、限定的な管轄権を有する。区域法院が管轄権を有する民事上の請求の類型として、以下のものがある。

- (a) 契約、準契約(quasi contract)及び/又は不法行為に基づく請求であって、75,000香港ドル(1香港ドル14円(以下同じ。))として、105万円)を超え300万香港ドル(4200万円)以下のもの
- (b) 建物又は不動産取引の請求(賃貸借事件を含む。)であって、当該不動産の年額賃料、課税標準額又は年額価値が、32万香港ドル(448万円)を超えないもの

GALL

- (c) 12か月未満の滞納賃料の回収(いわゆる「distress(自救的動産差押え)」)
- (d) エクイティ上の請求(例えば、特定履行、組合の解散、及び詐欺又は錯誤に対する救済)。土地にかかわらない手続の場合、請求の価額の上限は300万香港ドル(4200万円)である。土地にかかわる手続の場合、請求の価額の上限は700万香港ドル(9800万円)である(ただし、土地の回復又は土地の所有権に関する手続の場合は、当該土地の課税標準額が32万香港ドル(448万円)を超えてはならない。)
- (e) 離婚、扶養、子の監護又は養子を含む婚姻関係事件

高等法院(The High Court)

高等法院は、原審法廷(Court of First Instance)と控訴法廷(Court of Appeal)の2つの部門から成る。原審法廷は、全ての民事上の請求に対し、無制限の管轄権を有する。原審法廷における民事手続として一般的な類型として、例えば以下のものがある。

- (a) 300万香港ドル(4200万円)以上の金銭請求
- (b) 区域法院の管轄権の範囲外のすべての請求
- (c) 司法審査(judicial review)、清算又は個人破産等の、原審法廷において専属的に開始される請求
- (d) 労働審判所(The Labour Tribunal)又は少額請求審判所(The Small Claims Tribunal)からの上訴(法律審)

控訴法廷は、区域法院及び原審法廷からの民事(及び刑事)上の上訴のほか、土地審判所(The Lands Tribunal)のようないくつかの法律上の機関からの上訴を審理する。

終審法院(The Court of Final Appeal)

終審法院は、香港における最上級上訴裁判所である。控訴法廷又は終審法院の裁量により、あらゆる民事事件について上訴を審理する。

上述した裁判所に加えて、香港には例えば以下に掲げるような多くの審判所が存在する。

- (a) 少額請求審判所(The Small Claims Tribunal): 75,000香港ドル(105万円)以下の民事上の請求であって、契約、準契約又は不法行為に基づくものを取り扱う。
- (b) 労働審判所(The Labour Tribunal): 雇用条例に基づく請求に管轄権を有する。
- (c) 土地審判所(The Lands Tribunal): 土地に関連する種々の請求に管轄権を有する。
- (d) 市場不正行為審判所(The Market Misconduct Tribunal): 市場における不正行為(例えば、インサイダー取引、虚偽取引、価格操縦等)に関する案件を処理する。

GALL

Q2. 請求を行なう期限はあるか。

A2. 時効条例(第347章)上特定されている時効期間が適用される。実際の時効期間は、案件の種類による。具体的には以下のとおりである。

(a) 契約上の請求(ただし、契約が捺印(seal)されている場合を除く。): 契約違反日から6年間

(b) 捺印(seal)されている契約上の請求: 契約違反日から12年間

(c) 人身傷害及び死亡事故

i. 人身傷害による請求: 一般的には、事故日又は原告が傷害を知った日のいずれか遅い日から3年間
当該傷害が従業員の雇用の過程で生じ、かつ、労働者補償条例(第282章)に基づく申立てを行なうことが意図されている場合は、請求期限は、当該事故の発生日から2年間となる。

ii. 死亡事故による請求: 死亡日又は死亡者の扶養親族が当該死亡を知った日のいずれか遅い日から3年間
当該死亡事故が従業員の雇用の過程で生じ、かつ、労働者補償条例に基づく申立てを行なうことが意図されている場合は、請求期限は、当該死亡日から2年間か、当該死亡に対し支払われるべき補償につき勞工処処長の決定が下されるまでとなる。

(d) 土地の占有回復訴訟: 訴権が原告又は原告がある者を通じて請求を行なう場合の当該者に生じた日から12年間。訴権は、原告がその土地を侵奪され、又はその占有が継続しなくなった日に生じたものとみなされる。

(e) 他の不法行為上の請求: 不法行為日から6年間

例外的な状況のもとでは、上記の時効期間が延長されることもある。例えば、行為無能力の申立人については、行為無能力でなくなり又は死亡するまで、時効期間の進行は開始しない。同様に、訴訟が詐欺又は隠蔽の要素を含む場合は、原告が当該詐欺、隠匿又は錯誤のいずれかを発見するまで、時効期間の進行は開始しない。

Q3. 民事上の訴訟上の請求は、どのように開始するのか。

A3. 手続を開始する方式として、4種類が規定されている。(1)召喚令状(writ of summons)、(2)訴訟開始召喚状(originating summons)、(3)訴訟開始申立て(originating motion)、及び(4)申立て(petition)、の4種類である。(3)訴訟開始申立ては、上訴のような特定の種類の訴訟に用いられ、(4)申立ては、会社の清算、個人破産開始決定、選挙に関する問題、又はある特定の婚姻関係問題に対する申立てに用いられる。大多数の訴訟は、(1)召喚令状か(2)訴訟開始召喚状により提起される。

(1)召喚令状により訴訟が開始される場合、請求陳述書(Statement of Claim)(原告の請求の詳細を述べるもの)は、令状(writ)と共に送達することもできるし、その代わりに、後で(被告が令状の送達を受領確認(acknowledge)し原告の請求を争うこととした後に)送付することもできる。原告が、令状送達ののちに請求陳述書を提出し送付しようとする場合には、令状において、請求の概要(an Indorsement of Claim)を裏書しなければならない。請求陳述書においては、全て主張書面(訴答, pleadings)と同様、真実性陳述によってその正確性を立証しなければならず、かつ、当該真実性陳述は後日提出することもできるが可及的速やかに提出する必要がある点に留意することが重要である。

Q4. 召喚令状又は訴訟開始召喚状の発行後の手続はどうなるか。

GALL

A4. 以下のとおり。

- (a) 召喚令状・訴訟開始召喚状は、発行された後、裁判所が延長を認めない限りは12か月以内に、被告に対し送達されなければならない。召喚令状には、送達受領確認書(acknowledgement of service)の書式の写し3通を添付しなければならない。香港の個人の被告への送達は、直接の交付、書留郵便、又は被告の郵便ポストへの挿し入れによって完遂することができる。
- (b) 召喚令状(請求陳述書を添付しているかどうかを問わない。)・訴訟開始召喚状が送達された後、被告は、14日以内(召喚令状・訴訟開始召喚状の送達日を含む。)に、送達受領確認書に、請求を争う意思があるかどうかを記載したうえで提出する。
- (c) 召喚令状と共に請求陳述書が送達されなかった場合は、原告は、被告が請求を争う意思を記載した送達受領確認書の書式を提出した日後14日以内に、請求陳述書を提出し送付しなければならない。
- (d) 召喚令状が請求陳述書と共に送達された場合であって、被告が請求を争う意思を記載した送達受領確認書を提出した場合には、被告は、被告が送達受領確認書を提出すべき期限の経過後28日以内に、原告の請求に対する答弁書(Defence)を(及び反訴請求があるなら反訴状(counterclaim)も)提出し原告にも送付しなければならない。
- (e) 請求陳述書が送達受領確認書の提出後に送付された場合には、被告は、請求陳述書が被告に送付された日後28日以内に、答弁書を(及び反訴請求があるなら反訴状も)提出し原告にも送付しなければならない。
- (f) 答弁書が送付された後、原告は、28日以内に、答弁書に対する反論書(reply)を提出することができる。被告が反訴状を提出していた場合であって、原告が反訴請求を争うときは、原告は、反訴状が送付された後28日以内に、反訴答弁書(defence to counterclaim)を提出すべきである。
- (g) (i)被告が規定された期間内に送達受領確認書を提出しなかった場合、(ii)被告が規定された期間内に答弁書を提出しなかった場合、又は、(iii)原告が規定された期間内に反訴答弁書を提出しなかった場合には、他方当事者は、裁判所に対し、欠席判決(judgement in default)を求めることができる。争いのない請求が金銭債務又は確定損害賠償(liquidated damages)に関するもので、請求額が定額で確認可能である場合には、請求当事者は、当該請求額と共にその弁護士費用の支払も命じる旨の判決を求めることができる。額が確定していない損害賠償(unliquidated damages)を請求する場合は、中間判決が下され、原告は、さらに裁判所に対し損害額の評価を求める必要がある。

Q5. 他の方法で、早期に判決を得ることはできるか。

A5. 被告の答弁書が信用できない場合(かつ事件が比較的簡明である場合)、原告は、簡易判決(summary judgment)を申し立てることができる。被告は、簡易判決を求める申立てに対し反論することができる。被告の反論が認められた場合には、事件は審問(trial)に進むが、簡易判決を求める申立てが認められた場合には、申立人は当該事件につき勝訴判決を得ることができる。

Q6. 早期の判決が下されない場合、答弁書や反論書が提出され送付された後(すなわち、訴答手続終結(close of pleadings)後)、どのような手続が行われるか。

A6. 訴答手続終結後、当事者は、その占有、管理又は支配する文書の一覧表を相手方に提供しなければならない。特権(privilege)の対象となると考えられる文書であっても、なお一覧表に列記しなければならないが、特権を理由とし

GALL

して、その閲覧は拒むことができる。

裁判所は、その面前で聴聞期日(進行指示聴聞期日(directions hearing)と呼ばれる。)を開き、当事者に対し、審問(trial)の準備のため、適切な指示を行なう。当該期日においては、当事者は、指定された期限内に、その占有若しくは支配する関連性のある文書の一覧表を裁判所に提出しつつ当事者間で交換し、かつ、証人の陳述書を交換するよう、指示を受ける。専門家の報告書が必要かどうか検討され、指定された期限内に、当該報告書を裁判所に提出しつつ当事者間で交換するよう指示を受けることもある。裁判所の指示が全て遵守完遂されれば、事件はいよいよ審問(trial)へと移行する準備が整うことになる。

Q7. 審問(trial)前に和解により事件を終了することはできるか。

A7. 当事者は、調停(mediation)を行なうことを推奨される。当事者が不合理に調停の試みを拒絶した場合、裁判所は、当該当事者に対し、訴訟費用負担命令(adverse costs order)を下すことができる。調停中に和解が成立しなかったとしても、当事者はなお、審問(trial)の終わるまで、合意により和解することができる。

Q8. 調停(mediation)とは何か。

A8. 調停とは、当事者の意思による紛争解決手続で、調停人により指揮されるものである。調停人は、法律専門家であることが通常であり、当事者が和解できるよう促進し奨励する。調停人は、和解を強制することはできず、あくまで、当事者が手続をコントロールし、最終決定権を維持する。調停は非公式な手続であり、非公開で行われる。事件がどの程度複雑かにもよるものの、典型的には、調停は半日か1日程度で終了する。

Q9. 審問(trial)で有利な心証を勝ち得、勝訴判決を得た場合、その後どうなるか。

A9. 多くの事件では、これで事件は終了し、例えば、判決が金銭の支払を命じるものであれば、敗訴当事者は判決で命じられた金額を勝訴当事者に支払うことになる。しかし、残念ながら常にそうなるわけではなく、勝訴当事者(判決債権者)が敗訴当事者(判決債務者)に対して当該判決を強制執行する必要があることもある。判決債務者に対し、判決を強制執行する方法として考えられるものは様々であるが、例えば、以下がその例である。

- (a) 判決債務者が会社である場合、判決債権者は、当該債務者の清算の申立てをすることが考えられる。判決債務者が個人である場合には、判決債権者は、当該債務者の破産宣告を求める申立てを行なうことが考えられる。
- (b) 判決債務者が、銀行等他の者に対し債権を有する場合は、判決債権者は、当該第三者をしてその債務を判決債権者に対し直接支払わせ、当該判決の全部又は一部に充当するという債権執行手続(garnishee proceedings)を開始することが考えられる。
- (c) 判決債権者は、判決債務者が有する債権及びその保有する資産について、裁判所の面前で、当該債務者を尋問する旨申し立てることが考えられる。
- (d) 判決債権者は、判決債務者に対し香港から出境することを禁止する禁止命令を申し立てることが考えられる。
- (e) 判決債権者は、執行官(bailiff)に命じて、判決債務者の物品又は家財を差し押さえ、売却し、もって判決で認められた債権に充当する旨指示する強制執行令状・動産執行令状(a writ of fieri facias)を申し立てることが考えられる。

GALL

Q10. 香港法院で得た判決は、他の地域において強制執行できるのか(なお、中国本土については、Q12.を見よ。)

A10. 高等法院原審法廷、同控訴法廷、及び終審法院の判決は、(a)大半の英米法系の地域のほか、(b)国際的な約束や協定に基づき、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリア、オランダ及びイスラエルを含む多数の地域において、強制執行することができる。

Q11. 外国裁判所で得た判決は、香港において強制執行できるのか(なお、中国本土については、Q12.を見よ。)

A11. 外国判決(相互執行)令(第319A章)に基づき、香港法院に対し、同令に指定された国の上級裁判所において取得された債務の支払を命じる外国判決の登録を求める申立てを行なうことができる。登録の許可がなされれば、当該外国判決は香港判決と同じ方法で強制執行することができる。同令上、15の国が指定されており、オーストラリア、バミューダ、ブルネイ、インド、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、スリランカ、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリア、オランダ、及びイスラエルである。

外国判決が同令上列举された国のものではなく、それゆえ登録することができない場合には、コモンローに基づいてのみ執行することができる。この場合、外国判決は、請求原因の基礎を構成し、当該判決は当事者間の債権債務として取り扱われる。コモンロー上執行可能となるには、以下の要件を満たす必要がある。

- (a) 当該外国判決が金銭債務又は確定額の金銭の支払を命じるものであり、被告が当該外国裁判所の管轄権に服することを承認していたはずであること
- (b) 当該外国判決が終局的かつ確定的なものであること
- (c) 当該外国判決が、詐欺により取得されたものでないこと、及び、同じ被告に対して取得されたものであること
- (d) 当該外国判決が、香港の公序良俗(public policy)の準則又は自然的正義の観念に反しないこと
- (e) 香港の規則によれば、当該外国裁判所が被告に対し管轄権を有していたこと
- (f) 外国判決に基づく香港での訴訟は、当該外国判決が執行可能となった日から12年以内に提起されなければならない。

Q12. 香港法院で得た判決を中国本土において、逆に、中国本土の人民法院で得た判決を香港において、それぞれ強制執行できるのか。

A12. 中国本土の判決の強制執行は、「民事及び商事事件における判決の相互の承認執行に関する措置」及び中国本土判決(相互執行)条例(第597章)の定めによる。同条例は、民事又は商事事件における香港と中国本土の判決の相互の執行について規定を置き、商事契約から生じた紛争に対する金銭判決の執行に適用される。香港において、中国本土の判決を登録するには、以下の手続を経る必要がある。

- (a) 当該判決は、同条例上指定された人民法院(すなわち、中級人民法院以上の人民法院及び特に指定された基層人民法院)により下されたものでなければならない。
- (b) 当該判決は、中国本土において、終局的かつ確定的なものであり、かつ、中国本土において強制執行可能な

GALL

ものでなければならない。

- (c) 当該判決は、金銭の支払を命じたものでなければならない(ただし、税金、罰金又は処罰として支払うべき金額であってはならない。)
- (d) 申立ては、判決日から2年以内に行わなければならない。

香港法院の判決を中国本土において強制執行するため登録するには、判決債権者は、当該香港判決と、当該判決が香港において強制執行可能である旨の証明書の双方を登録しなければならない。

「民事及び商事事件における判決の相互の承認執行に関する措置」に基づいて強制執行を行なうには、当事者間の合意により、中国本土又は香港の裁判所を、紛争解決の管轄権を持つものとして排他的に特定していなければならない。もっとも、司法当局間で新たに締結されることとなっている新たな司法措置においては、この「専属管轄合意」の要件は不要となることになっている。当該新たな措置は2019年1月に署名されたが、未だ正式には施行されていない。

Q13. 勝訴当事者は、その弁護士費用や他の費用の償還を受けることができるのか。

A13. 訴訟費用(例えば、ソリシターやバリスターの費用)は、手続のあらゆる段階において償還を命じられる可能性があるものの、通常は、事件の終結時に、勝訴当事者に償還するよう命じられる。しかし、現実には、訴訟費用評価手続を経たのち、勝訴当事者が償還を受けられるのは、実際の訴訟費用の40~60%に過ぎないことには留意されたい。

Q14. 原告が通常香港外に居住している場合、被告が、勝訴した場合に裁判所が命じた訴訟費用の償還を実際に受け取ることを確保できるような仕組みはあるか。

A14. そのような状況の下では、被告は、裁判所に対し、手続の過程中、原告に訴訟費用の担保の提供を求めるよう申し立てることができる。このために、裁判所は、以下のような要素を考慮する。

- (a) 原告が勝訴する見込み
- (b) 被告が、原告の請求に対し主張しうる抗弁を有するか
- (c) 訴訟費用担保を命じると原告の請求を抑制することになるかどうか
- (d) 原告が香港内に資産を有しているかどうか
- (e) 原告の資力の欠如
- (f) 訴訟費用担保の申立てをなすのが時機に後れていたかどうか。一般的に、審問(trial)が近い時期であればあるほど、原告に生じる不利益は大きくなる。

申立てが認められれば、原告は、被告が勝訴したとした場合に被告への償還が認められる可能性の高い金額と同額の金銭を裁判所に払い込むことを求められる。

GALL

Q15. 勝訴判決を得られる前に、他方当事者がその財産を隠匿したり消失させたりする懸念がある。何かできることはないか。

A15. そのような状況の下では、高等法院原審法廷に対し、マレヴァ型差止命令(Mareva injunction)を申し立てることができる。マレヴァ型差止命令は、ある当事者に対し、一定額の限度で、その香港内から資産を処理し又は移転することを制限するものである。裁判所は、全世界マレヴァ型差止命令を下すこともでき、これは、香港内及び香港外にある資産を対象とするものである。この申立てが他方当事者に「密告」されないようにすることが必要不可欠となるのが通常であるため、マレヴァ型差止命令は、通常、他方当事者に通知することなく(ex parte)、取得される。マレヴァ型差止命令を申し立てたときには、裁判所が以下の要件を満たすと認めることが必要となる。

- (a) 申立人が、本案について勝訴の見込みがあること
- (b) 被告が資産を消失させる現実のおそれがあること
- (c) マレヴァ型差止命令を下すことが公正で適当であること
- (d) 他方当事者が香港内に(全世界マレヴァ型差止命令の場合は、香港内又は香港外に)資産を有すること

連絡先



Evelyn Chan
パートナー
+852 3405 7671
evelynchan@gallhk.com



Adriel Wong
パラリーガル
+852 3405 7638
adrielwong@gallhk.com



Takashi Ugajin
外国法事務弁護士
+852 3405 7658
takashiugajin@gallhk.com

本記事に含まれる事項は、一般的な情報提供の目的のためのみに提供されるものであり、いかなる特定の事実や状況に対しても、法律上、会計上、金融上又は税務上の助言や意見と解釈されてはならず、そのようなものとして依拠されてはならないものとします。当事務所は、本記事に含まれる情報に依拠して生じうる作為又は不作為により直接的又は間接的に生じるいかなる損害にも、責任を負いません。読者固有の状況や特定の法的疑問については、それらに関する法的助言を依頼することをぜひご検討ください。